

A stylized hawk logo in white and light blue, positioned in the upper half of the page. The hawk is facing right, with its wings spread and its beak slightly open. The background is a blue sky with white clouds.

公正かつ自由な市場を実現する市場の番人

JFTC

JAPAN FAIR TRADE COMMISSION

公正取引委員会

採用案内 2024

A blue-tinted cityscape background, likely representing Tokyo, with numerous skyscrapers and buildings. The hawk logo is overlaid on this background.

経済社会の中で、 法執行と政策立案により 公正かつ自由な 競争環境を促進し、守る



今や、事業者の活動は国際化し、
新たなビジネスモデルが次々と創出されています。
こうした変化の中で日本経済をより発展させ、
事業者と消費者の利益を守るためには、
公正かつ自由な競争環境を維持・整備し、
市場メカニズムの動きを確保する必要があります。
市場メカニズムが正しく機能していれば、消費者ニーズが事業者に正しく伝わり、
事業者が消費者ニーズに合った商品を供給する努力をすることによって、
事業者と消費者の利益、日本経済全体の競争力が向上していきます。
公正かつ自由な競争を促進し、守ることは、事業者と消費者、そして社会全体を豊かにしていきます。

市場メカニズムの動きを確保するために

公正かつ自由な競争によって市場メカニズムの機能を十分に発揮させるためには、
適切なルールの整備と、ルール違反を取り締まる強い執行力が不可欠です。

このルールとして制定されたのが

「独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）」であり、
独占禁止法を運用するための行政機関として、公正取引委員会が設置されています。

INDEX

公正取引委員会の概要

- 02 公正かつ自由な競争の重要性
- 04 公正取引委員会の存在
- 05 組織図
- 06 法執行と政策立案

業務紹介・個別育成制度対談

- 10 業務紹介【法執行】
- 18 業務紹介【政策立案】
- 26 業務紹介【チーム】
- 28 業務紹介【海外・地方】
- 33 個別育成制度対談

職員の日・ワークライフバランス

- 34 職員の日
- 38 ワークライフバランス

新人職員の声・採用に関するQ&A

- 40 新人職員の声
- 44 採用に関するQ&A

キャリアステップ・研修

- 46 キャリアステップ
- 50 キャリアステップの概要
- 51 研修制度

公正取引委員会は、市場経済の基本ルールの遵守を監視する「市場の番人」と言われています。
一方、梟は、いかなる気配も見逃さない360°の視界と優れた聴覚を備え、「森の番人」と言われており、
監視という点において当委員会と共通する点があります。

公正取引委員会の使命

厳正な法執行

エンフォースメント

● 違反事件審査

独占禁止法違反行為に対する機動的かつ効果的な法執行

下請法違反行為に対する簡易・迅速な処理

● 企業結合審査

ビジネスの実態に即した迅速かつ確かな企業結合審査

競争環境の整備

アドボカシー（競争唱導）

● 実態調査

● 規制改革・取引慣行の改善に関する提言

● 効果的な広報等

● ガイドラインの策定

法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止・企業のコンプライアンスの向上

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進することであり、この目的を達成するために、公正取引委員会は、厳正な法執行によって競争を回復するという「エンフォースメント」と、競争環境を整備するという「アドボカシー」を車の両輪として取り組んでいる。

独占禁止法

◆ 事業者が経済活動を行う上で守るべき基本ルール ◆ 市場競争を制限する行為を禁止

● 独占禁止法の概要

- 私的独占の禁止
- 不当な取引制限の禁止（カルテル・入札談合等）
- 事業者団体の規制
- 企業結合の規制
- 独占的状态の規制
- 不公正な取引方法の禁止
- 下請法に基づく規制

公正かつ自由な競争の促進

- 事業者の創意発揮
- 事業活動の活発化
- 雇用・国民実所得の水準向上

一般消費者の利益確保

国民経済の民主的で健全な発達の促進

● 独占禁止法の目的

【第1条】 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

公正取引委員会とは

中立性と専門性を有する独立した機関

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、内閣府の外局として設置されています。委員長及び4人の委員で構成され、その下に、事務を処理するための事務総局が置かれています。

行政機構上は内閣府の外局となっていますが、その職務の性質上、厳格な中立性と高度の専門性が必要とされることから、職権行使の独立性が法定され（独占禁止法第28条）、他からの指揮監督を受けることなく職務を遂行します。



組織図

官房

- 総合調整
- 意見聴取事務
- 海外当局との協力

総括審議官

政策立案総括審議官

審議官

公文書監理官

サイバーセキュリティ・
情報化参事官

参事官

総務課

会計室
企画官

人事課

企画官

国際課

企画官

総務課

企画室
デジタル市場企画調査室

調整課

企画官

企業結合課

上席企業結合調査官

取引企画課

取引調査室
相談指導室
フリーランス取引適正化室

企業取引課

下請取引調査室
企画官
上席下請取引検査官

審査管理官

企画室
情報管理室
公正競争監視室
課徴金減免管理官
上席審査専門官

管理企画課

第一～五審査長

第一～四上席審査専門官

訟務官

第一～二特別審査長

北海道事務所

東北事務所

中部事務所

近畿中国四国事務所

中国支所

四国支所

九州事務所

内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引課

経済取引局

- 独占禁止政策の企画・経済実態の調査
- 企業結合の審査

取引部

- 不公正な取引方法の指定等
- 下請法の運用

審査局

- 独占禁止法違反被疑事件の処理
- 行政訴訟の事務

犯則審査部

- 犯則事件の調査

地方事務所・支所

公正取引委員会の存在

業務紹介
法執行

業務紹介
政策立案

業務紹介
チーム海外地方
個別育成制度対談

職員の一日
ワークライフバランス

新人職員の声
採用に関するQ&A

キャリアステップ・研修

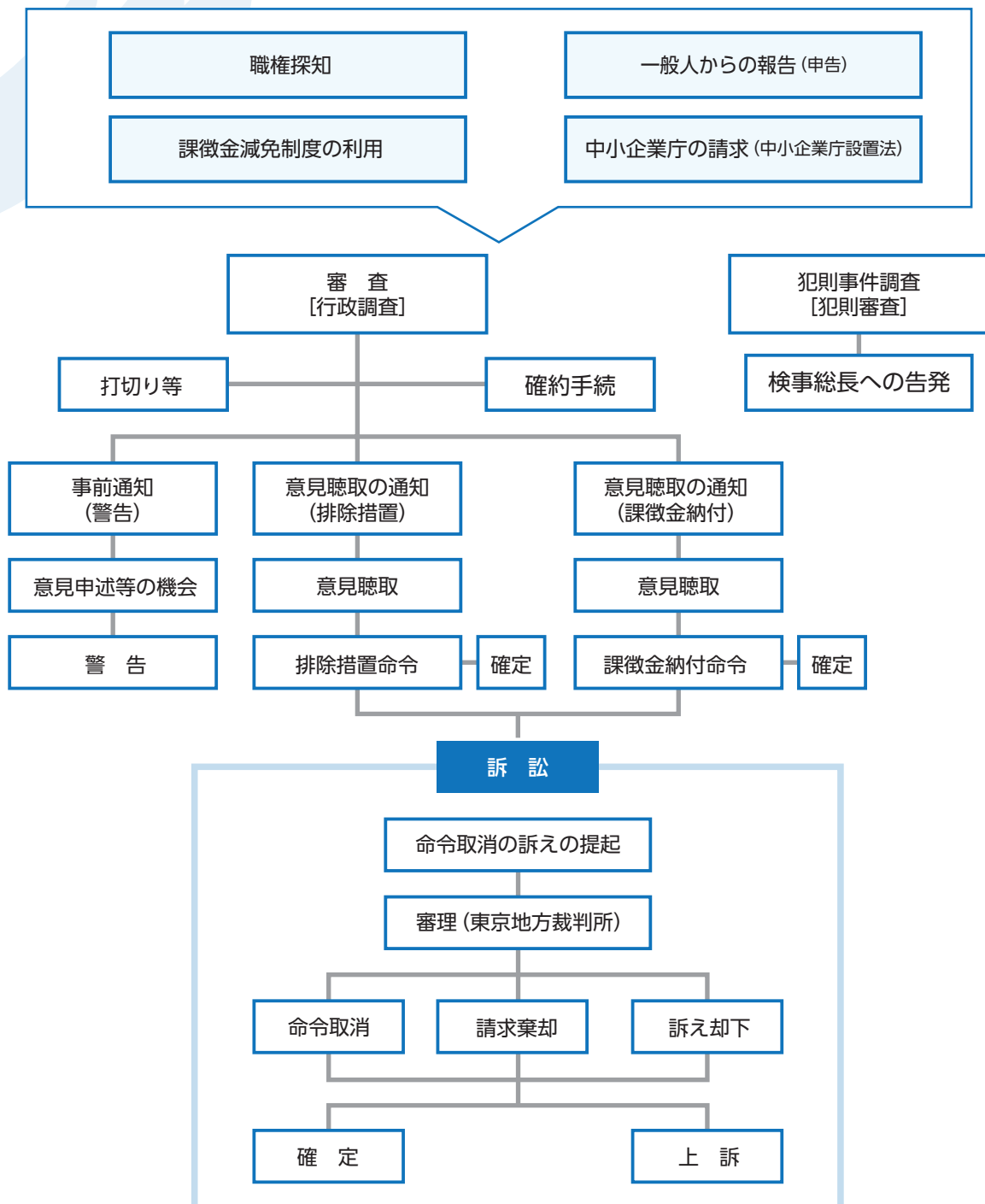
法執行

独占禁止法等の法律を執行・運用します

公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法とその補完法である下請法という二つの法律を執行しています。独占禁止法違反行為があった場合は、速やかにその行為をやめ、市場における競争を回復させるために必要な排除措置命令（いわゆる官製談合事件の場合には、併せて、官製談合防止法に基づく発注機関に

対する必要な改善措置の要求）、また、違反行為を行った事業者に課徴金を国庫に納めるように命じる課徴金納付命令などの措置を行っています。また、確約手続という、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続があります。

独占禁止法違反事件処理の流れ



不公正な取引方法

「自由な競争が制限されるおそれがあること」、「競争手段が公正とはいえないこと」、「自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること」といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある場合に禁止される行為を指す。

TOHOシネマズ株式会社から申請があった確約計画の認定について [令和5年10月3日]

TOHOシネマズは、自社に映画作品を配給する配給会社に対して、TOHOシネマズ系映画館がメイン館となった映画作品について、TOHOシネマズが指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなどすること等を求めることによって、自社を他の興行会社よりも

有利に取り扱うよう要請するとともに、当該要請に従わない場合には今後当該配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝えることにより、当該配給会社に対し、当該要請に従うようにさせていた(拘束条件付取引)。

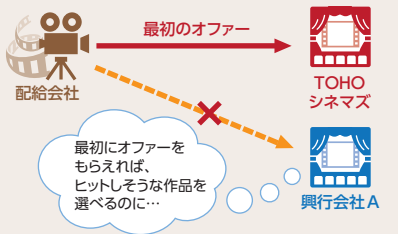
違反被疑行為の概要

TOHOシネマズを他の興行会社よりも有利に取り扱う旨の要請に従うようにさせている

要請例

限定作品*1について、メイン館*2を決定しようとする場合に行うオファーに関し、原則、TOHOシネマズを最初のオファー先とすること。

*1 上映する映画館の数を限定する予定の映画作品。
*2 映画作品ごとに設定される映画館であって、舞台挨拶を実施するなど当該映画作品の興行の中心とされる映画館。



他の興行会社が配給会社から映画作品の配給を受ける機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる可能性

確約計画 (排除措置計画)

- ① 違反被疑行為を取りやめること
- ② ①及び④を取締役会において決議
- ③ 配給会社への通知と従業員への周知徹底
- ④ 今後同様の行為を行わないこと
- ⑤ コンプライアンス体制の整備
- ⑥ 措置の履行状況の報告

不当な取引制限
(カルテル)

複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為を指す。

旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について [令和5年3月30日]

旧一般電気事業者ら(中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社の6社)は、電気料金の水準の低落を防止して

自社の利益を確保するため、互いに相手方の供給区域での営業活動を制限するなどの合意をすることにより、公共の利益に反して、各取引分野における競争を制限していた。

自社利益の確保が必要・旧一般電気事業者との安値競争は避けたいため、互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限する

自社の供給区域において、電気料金水準を維持又は上昇させていた

相対顧客*、官公庁等(中国電力管内に所在)

- ① 相手方供給区域に所在する相対顧客獲得のための営業活動の制限
- ② 関西電力による中国電力管内での入札参加及び安値入札の制限

官公庁等

相手方供給区域での安値入札の制限

大口顧客*

相手方供給区域に所在する相手方の大口顧客獲得のための営業活動の制限

* 相対顧客：特別高圧需要、高圧大口需要又は高圧小口需要に係る電気の利用者(官公庁等を除く)

* 大口顧客：特別高圧需要又は高圧大口需要に係る電気の利用者(官公庁等を除く)

不当な取引制限
(入札談合等)

官公庁などが発注する工事や物品の調達に関する入札などに際し、事前に受注事業者や受注金額などを決めてしまう行為を指す。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合に係る告発 [令和5年2月28日]

以下の被告発会社6社と他の事業者が共同して、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等

業務委託契約等の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約等の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。

- 株式会社電通グループ
- 株式会社博報堂
- 株式会社東急エージェンシー
- 株式会社フジクリエイティブコーポレーション
- 株式会社セレスポ
- 株式会社セイムトゥー

面談等

- 前記契約等の受注予定事業者を決定



前記決定に基づき入札

前記契約等を受注

政策立案

競争政策を積極的に展開します

国際的に開かれた自由で公正な活力のある経済社会の形成を目指して、競争環境整備に取り組んでいます。独占禁止法の一層の充実化への取組、規制改革・取引慣行の改善に関する提言、

競争制限的な行政指導の改善などの活動を行うとともに、国際協力にも力を入れています。

競争制限的な取引慣行の改善

- 各種実態調査・公表
- 取引の適正化、提言・指導

違反行為の未然防止

- ガイドラインの策定・改定・公表
- 事業者等からの事前相談への対応

規制改革に関する指針・提言

- 規制改革の推進
- 規制制度の研究会

法改正に向けた取組

- 課徴金減免制度の見直し
- 確約手続の導入

競争環境の整備

法令遵守体制・入札制度改善への取組支援

- コンプライアンス支援
- 入札制度改善

競争政策に対する国民的理解の増進

- 事務総長定例会見
- 独占禁止懇話会、
独占禁止政策協力委員制度
- 消費者セミナー、独占禁止法教室

国際的展開

- 国際競争ネットワーク (ICN)、
経済協力開発機構 (OECD)
- 多国間・二国間協定
- 技術支援 ● 海外広報、海外調査

競争政策の基礎的研究

- 競争政策研究センター (CPRC)
- 国際シンポジウム、公開セミナー等

ガイドラインの策定

[グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方]の策定について [令和5年3月31日]

事業者等のグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、事業者等の取組に対する独占禁止法の考え方、問題となる行為・ならない行為等を整理したガイドラインを策定した。

基本的考え方

グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い

多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある。

事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、技術等を制限し、事業者間の公正かつ自由な競争を制限する効果のみを持つ場合、名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独占禁止法上問題となる

新たな技術等のイノベーションが失われたり、商品又は役務の価格の上昇や品質の低下が生じたりすることにより一般消費者の利益が損なわれることは問題。

今後の対応

今後の市場や事業活動の変化、具体的な法執行や相談事例等を踏まえ、**継続的に本考え方の見直しを行っていく。**また、本考え方に照らしながら**積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく。**

実態調査

ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書 [令和5年9月21日]

ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者の取引等における公正性・透明性を高めるとともに、公正な競争環境を確保する観点から、課題の解決に向けてより実効性のある提言を行うために調査を実施。

独占禁止法上問題となるおそれのある行為 (一部を抜粋)

- ◆ ニュースポータル事業者が、その地位を利用して、取引の相手方であるニュースメディア事業者に対し、一方的に契約内容を変更するなどして、一方的に著しく低い許諾料を設定する。
- ◆ インターネット検索事業者が、インターネット検索の結果において、いわゆる自社優遇(自社のニュースポータルにおいて二次配信するニュースコンテンツを消費者に訴求しやすい位置に表示する)を行う。

今後の取組 (一部を抜粋)

- ◆ 本報告書で指摘した行為を含め、ニュースプラットフォーム事業者に関する独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、厳正・的確に対処する。
- ◆ 生成AIを始めとするAIの急速な普及に代表されるデジタル技術の進展により、本分野の競争環境がさらに変化していくことが見込まれるため、デジタル市場において、生成AI等が競争に与える影響について注視する。

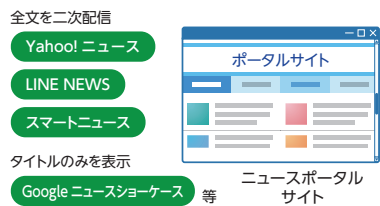
ニュースプラットフォーム事業者

インターネット検索事業者



● 検索結果として、ニュースコンテンツの見出しや抜粋(スニペット)等を表示

ニュースポータル事業者



● 提供元の異なる複数のニュースコンテンツ(の一部)を並べて表示
● ニュースの全文を二次配信、又はタイトルのみを表示してニュースメディアサイトのURL情報を提供

ニュースメディア事業者



● 取材に基づきニュースコンテンツを編集して自社サイトやアプリ(ニュースメディアサイト)で提供
● ニュースポータル事業者にニュースコンテンツを提供(利用許諾)

国際関係

各国・地域の競争当局と連携を深めるため、定期的に会合や途上国に対する技術支援を行うなど、公正取引委員会の活動はグローバルに展開している。

● 国際競争ネットワーク(ICN)

ICN(International Competition Network)は、競争法執行の手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークである。令和5年9月現在、132か国・地域から143の競争当局が参加している。

● 経済協力開発機構(OECD)・競争委員会(Competition Committee)

OECD(Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構)は、経済・社会分野において多岐にわたる活動を行っている国際機関であり、欧州諸国、米国、日本等を含む38か国により構成されている。公正取引委員会は、他の加盟国とともに競争法及び競争政策の進展のための検討を行い、また、その整備及び施行に関する加盟国間の協力を促進することを目的として、主に競争委員会(Competition Committee、加盟国のほか非加盟国・地域がオブザーバーとして参加)の活動に参加している。

● 競争当局間意見交換

経済活動がグローバル化し、複数の国にまたがるような違反行為が数多く発生していることから、我が国と経済活動が特に活発な国・地域の競争当局との間で連携を深めることの重要性が高まっている。そのため、海外の競争当局との間で競争政策の進展等に関する意見交換を随時行っている。

● 開発途上国に対する技術支援

東南アジア諸国等の競争当局に対し、研修の実施や職員の派遣を通じた技術支援を行っている。



第22回ICN年次総会 [バルセロナ]
(令和5年10月18日~20日)



OECD競争委員会令和5年12月会合 [パリ]
(令和5年12月4日~6日)



フランス競争委員会クレー委員長との意見交換
[東京] (令和5年7月20日)